

四半期報告書

(第12期第1四半期)

自 平成22年7月1日

至 平成22年9月30日

株式会社マクロミル

東京都港区港南二丁目16番1号

目 次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
第3 設備の状況	7
第4 提出会社の状況	8
1 株式等の状況	8
(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	15
(4) ライツプランの内容	15
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	15
(6) 大株主の状況	15
(7) 議決権の状況	16
2 株価の推移	16
3 役員の状況	16
第5 経理の状況	17
1 四半期連結財務諸表	18
(1) 四半期連結貸借対照表	18
(2) 四半期連結損益計算書	20
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	21
2 その他	28
第二部 提出会社の保証会社等の情報	29

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月15日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）
【会社名】	株式会社マクロミル
【英訳名】	MACROMILL, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 杉本 哲哉
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03（6716）0700（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員CFO 木原 康博
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【電話番号】	03（6716）0700（代表）
【事務連絡者氏名】	上席執行役員CFO 木原 康博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第11期
会計期間	自平成21年 7月1日 至平成21年 9月30日	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成21年 7月1日 至平成22年 6月30日
売上高(千円)	1,762,818	2,848,616	7,353,423
経常利益(千円)	367,833	582,184	2,135,778
四半期(当期)純利益(千円)	271,782	283,422	1,266,484
純資産額(千円)	5,932,933	10,862,856	7,734,319
総資産額(千円)	7,186,179	13,486,903	9,313,382
1株当たり純資産額(円)	44,329.94	69,649.20	57,740.64
1株当たり 四半期(当期)純利益(円)	2,199.60	1,911.80	10,182.23
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益(円)	2,197.54	1,901.24	10,126.47
自己資本比率(%)	76.2	80.3	82.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	219,751	236,822	1,774,743
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	86,161	104,659	621,360
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	173,432	347,555	924,121
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	2,964,040	6,525,121	4,909,063
従業員数(人)	356	605	309

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	605（61）
---------	---------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 前連結会計年度末に比べ従業員数が296名増加しているのは、主に当第1四半期連結会計期間においてヤフーパリュウインサイト株式会社のマーケティングリサーチ事業を吸収分割により当社が承継したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成22年9月30日現在

従業員数（人）	596（60）
---------	---------

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 前事業年度末に比べ従業員数が298名増加しているのは、主に当第1四半期会計期間においてヤフーパリュウインサイト株式会社のマーケティングリサーチ事業を吸収分割により当社が承継したことによるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社グループでは、概ね受注から納品までの期間が短く、受注管理を行う必要性が乏しいため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業のサービスごとに示すと、次のとおりであります。

サービス名	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)	前年同四半期比
	(千円)	(%)
自動調査	1,609,038	156.3
集計	181,063	168.6
分析	243,244	195.3
定性調査(グループインタビュー等)	206,439	202.3
カスタマイズリサーチ	300,354	219.5
グローバルリサーチ	109,346	80.4
モバイルリサーチ	19,434	115.9
その他	179,694	164.1
合 計	2,848,616	161.6

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載したリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日(平成22年11月15日)現在において、当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間(平成22年7月1日~平成22年9月30日(以下「当第1四半期」という))における日本国内の経済情勢は、海外経済の改善を起点として緩やかな回復の動きが見えるとともに、猛暑の影響やエコカー減税の駆け込み需要等により、個人消費が持ち直し、企業収益も改善基調となりました。

しかしながら、雇用や所得の環境は厳しく推移しており、海外景気の下振れ懸念や急激な円高、株価低迷等もあいまって、先行きは依然不透明な状況となっております。

このような状況の中、当社グループは、国内ネットリサーチ事業の基盤を磐石にし、企業価値向上と業容の拡大を目指すべく、ヤフーパブリックインサイト株式会社(以下「YVI」という)のマーケティングリサーチ事業を吸収分割により承継し、新マクロミルを平成22年8月1日よりスタートさせております。

経営統合につきましては、年内を目途にサービス・システム等の統合を完了する予定であり、当第1四半期につきましても、オフィスの統合、組織体制の整備、企業風土の融合等、経営統合に向けた体制づくりに全社一丸とな

って取り組んでまいりました。営業活動につきましても、経営統合によるシナジーを創出すべく、積極的な活動を推進しており、当第1四半期の業績も順調な滑り出しとなっております。

これに加え、新規サービスである「中国版ブランドデータバンク (bdb CHINA)」の提供開始や、消費者購買データの収集・販売を目的とする新会社設立に関し、株式会社博報堂DYホールディングス及び株式会社東急エージェンシーとの間で基本合意を行う等、新たな展開も進めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は2,848百万円（前年同四半期比61.6%増）、営業利益は568百万円（同47.7%増）、経常利益は582百万円（同58.3%増）、四半期純利益は283百万円（同4.3%増）となりました。

経営統合により強化された事業基盤を足がかりに、国内ネットリサーチ事業を磐石にしつつ、今後は「新たな事業ドメインの拡大」「ネットリサーチの海外展開」に、これまで以上に注力してゆく予定です。

事業のサービス別の売上高及び財政状態については、以下のとおりです。

自動調査サービス

自動調査サービスは、当社が独自開発した自動インターネットリサーチシステム (Automatic Internet Research system、以下「AIRs (エアーズ)」という) を利用する市場調査サービスであり、当社グループの主力サービスとなっております。当第1四半期においては、消費財メーカーや調査会社・コンサルティングファーム等を中心にリサーチ需要が好調に推移したことから、売上高は前年同四半期比15.0%増の1,184百万円となりました。これにYVI (注) の売上高424百万円が加わり、当サービスの売上高合計は1,609百万円（前年同四半期比56.3%増）となりました。

(注) サービス・システム等が完全統合されるまでの間、継続して提供してゆくYVIのサービスを、マクロミルの従来サービスと区別しております。

集計サービス

集計サービスは、調査データ回収後、専門スタッフがデータを集計し、調査目的に合致した集計表・グラフを作成するサービスです。一般事業会社との取引が増加するに従い、実査から集計・分析まで一貫して行うニーズが増えております。多様化、高度化する顧客の要望に対応するため運用体制を整備・強化した結果、売上高は前年同四半期比28.7%増の138百万円となりました。これにYVIの売上高42百万円が加わり、当サービスの売上高合計は181百万円（同68.6%増）となりました。

分析サービス

分析サービスは、調査票設計及び調査データ回収後のレポート作成を行うサービスです。顧客のマーケティング課題と調査目的に沿った分析レポートを提供することを目的に、企画提案力・分析力の底上げを進めてまいりました。集計サービスと同様に一般事業会社との取引増加に伴って受注が好調に推移したことに加え、従来は分析サービスに対するニーズが薄かった広告代理店からの需要も高まってきたことから、売上高は前年同四半期比29.9%増の161百万円となりました。これにYVIの売上高81百万円が加わり、当サービスの売上高合計は243百万円（同95.3%増）となりました。

定性調査サービス (グループインタビュー等)

定性調査サービスは、主に座談会形式もしくは1対1形式でインタビューすることにより対象者の深層心理を深掘りする「質」に重点を置いたサービスです。消費財メーカーを中心とした一般事業会社において、多様化する個人の趣味・嗜好等を把握するため、定性調査に対する需要が上昇しております。顧客の要望に対応すべく、組織体制の強化や人材教育による提案力向上に努めた結果、売上高は前年同四半期比27.7%増の130百万円となりました。これにYVIの売上高76百万円が加わり、当サービスの売上高合計は206百万円（同102.3%増）となりました。

カスタマイズリサーチサービス

カスタマイズリサーチサービスは、AIRsで対応できる範囲を超えた個別性の高い調査案件につき、オーダーメイドで調査票作成及び調査データ回収を行うサービスです。AIRsの機能拡張によって自動調査で対応可能な調査範囲が広がり、当サービスの売上高減少要因となったものの、調査会社・コンサルティングファームを中心に、前連結会計年度に停滞していた大型調査の依頼が回復したことから、売上高は前年同四半期比25.4%増の171百万円となりました。これにYVIの売上高128百万円が加わり、当サービスの売上高合計は300百万円（同119.5%増）となりました。

グローバルリサーチサービス

グローバルリサーチサービスは、国内企業向けに提供する海外調査サービス、海外企業向けに提供する市場調査サービスです。当第1四半期においては、グローバル企業の海外調査ニーズが大きく回復し、単体ベースの当サービスの売上高は伸長いたしました。前第2四半期より株式会社イー・アイ・ピーを連結範囲から除外したことが大きく影響し、連結ベースでの売上高は前年同四半期比30.3%減の94百万円となりました。これにYVIの売上高14百万円が加わり、当サービスの売上高合計は109百万円（同19.6%減）となりました。

モバイルリサーチサービス

モバイルリサーチサービスは、携帯電話を利用してデータを収集するサービスです。カメラ付携帯電話による写真画像データの収集や、商品の購入直後の購買心理の把握等、携帯電話ならではの調査シーンで活用されており。若年層・主婦層等のパソコン利用頻度が低く、携帯電話との親和性が高い層への調査需要が高まっていることを受け、前連結会計年度にモバイル専用モニタの構築を行った結果、売上高は前年同四半期比12.0%増の18百万円となりました。これにYVIの売上高0.6百万円が加わり、当サービスの売上高合計は19百万円（同15.9%増）となりました。

その他サービス

その他サービスは、商品購買調査サービス「QPR™」、AIRsと顧客会員管理システムの機能を掛け合わせて提供する「AIRsMEMBERS」（SaaS型顧客管理ビジネス）、ブランドデータバンク株式会社の提供する「ブランドデータバンク（bdb）」等により構成されております。「QPR™」については、営業・運用体制の整備を進めたことに加え、平成22年7月より従来6,000名であったモニタ数を10,000名に拡大したことが奏功し、売上高が伸長しました。また、昨今の中国に対する企業のマーケティングニーズ増大を受け、平成22年8月には新たに「中国版ブランドデータバンク（bdb CHINA）」の提供を開始しました。前第2四半期より株式会社イー・アイ・ピーを連結範囲から除外し、同社のマーケティングシステム事業に係る売上高が消失した影響があったものの、売上高は前年同四半期比40.4%増の153百万円となりました。これにYVIの売上高25百万円が加わり、その他サービスの売上高は179百万円（同64.1%増）となりました。

当第1四半期連結会計期間末の資産、負債、純資産につきましては、YVIのマーケティングリサーチ事業を吸収分割により当社が承継したことにより大きく増加しております。

資産につきましては、13,486百万円となり、前連結会計年度末に比べ4,173百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加1,316百万円、受取手形及び売掛金の増加934百万円があったためであります。

負債につきましては、2,624百万円となり、前連結会計年度末に比べ1,044百万円増加いたしました。これは主に、未払金の増加713百万円、モニタポイント引当金の増加313百万円があったためであります。

純資産につきましては、10,862百万円となり、3,128百万円増加いたしました。これは主に、資本剰余金の増加3,232百万円があったためであります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、YVIのマーケティングリサーチ事業を吸収分割により当社が承継したことが大きく影響し、前連結会計年度末に比べ1,616百万円増加し、6,525百万円となりました。

また、当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、236百万円（前年同四半期比7.8%増）となりました。

これは主に、法人税等の支払額492百万円、売上債権の増加額113百万円等の減少要因がありましたが、税金等調整前四半期純利益が489百万円となり、未払金の増加額112百万円等の増加要因があったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得られた資金は、104百万円（同21.5%増）となりました。

これは主に、敷金及び保証金の差入による支出117百万円、投資有価証券の取得による支出87百万円がありましたが、定期預金の払戻による収入300百万円があったためであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、347百万円（同100.4%増）となりました。

これは主に、自己株式の売却による収入95百万円がありましたが、自己株式の取得による支出234百万円、配当金の支払額207百万円があったためであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、ヤフーバリューインサイト株式会社のマーケティングリサーチ事業を吸収分割により当社が承継したことに伴い、統合、増床等により266百万円の設備投資をしております。その設備の状況は、次のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	ネットリサーチ	事務所 ネットワーク 関連設備等	200,605	44,511	-	245,117	547
関西支店 (大阪市北区)	ネットリサーチ	事務所	17,992	3,373	-	21,365	23

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	418,560
計	418,560

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日 現在発行数(株) (平成22年11月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	161,578	161,578	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株制度は採用 していません。
計	161,578	161,578		

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年11月1日から当四半期報告書提出日(平成22年11月15日)までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成21年7月1日臨時取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	107,955
新株予約権の行使期間	自平成21年7月29日 至平成28年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107,955 資本組入額 53,978
新株予約権の行使の条件	(注)5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき594円で有償発行しております。

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が新株予約権付与後、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、(注)6.(5)の条件を満たした場合には、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 0.85$$

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

5.(1) 割り当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができます。

ただし、権利行使は1個単位とします。

(2) 行使期間中、その保有する新株予約権の全部又は一部について、当社の承諾を得ることなく放棄をしてはならないこととされております。

6.(1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。

禁錮以上の刑に処せられた場合

就業規則その他の社内諸規則等に違反、又は社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合

(2) 相続した新株予約権を行使することはできません。

(3) 権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではありません。

- (4) 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できません。
 - (5) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならないものとします。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではありません。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や東証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
 - (6) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
7. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
8. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、又は当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができます。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
9. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記に準じて決定します。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記に準じて決定します。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

平成21年7月1日臨時取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	2,558
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,558
新株予約権の行使時の払込金額(円)	107,955
新株予約権の行使期間	自平成23年7月16日 至平成28年7月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 107,955 資本組入額 53,978
新株予約権の行使の条件	(注)4、5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)8

(注)1. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数が調整されます。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

3. 当社が新株予約権付与後、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分等を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 割り当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができます。ただし、権利行使は1個単位とします。

5. (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。

禁錮以上の刑に処せられた場合

就業規則その他の社内諸規則等に違反、又は社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合

- (2) 相続した新株予約権を行使することはできません。

- (3) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではありません。

- (4) 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとします。

- (5) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

6. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。

7. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、又は当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができます。
 - (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (4) 新株予約権の割当日から1ヵ月後の応答日より1ヶ月の間に、東証における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の80%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (5) 新株予約権の割当日から6ヶ月後の応答日より1ヶ月の間に、東証における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の100%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - (6) 新株予約権の割当日から1年後の応答日より1ヶ月の間に、東証における当社普通株式の普通取引終値の1月間（当日を含む直近の21本邦営業日）の平均株価（1円未満の端数は切り下げ）が一度でも行使価額の115%（1円未満の端数は切り下げ）以下となった場合には、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
8. 当社が、組織再編行為を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記に準じて決定します。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記に準じて決定します。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

平成22年9月3日臨時取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年9月30日)
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	133,100
新株予約権の行使期間	自 平成22年9月22日 至 平成29年9月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 133,100 資本組入額 66,550
新株予約権の行使の条件	(注)5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)7
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)9

(注)1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき634円で有償発行しております。

2. 当社が新株予約権付与後、株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数が調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて本新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に株式の数の調整をすることができます。

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとします。

3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

4. 当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡及び株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができます。

上記のほか、下記(注)6.(5)の条件を満たした場合には、次の算式により行使価額を調整します。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 0.85$$

なお、上記の調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の行使価額についてのみ行われ、上記の調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

5. (1) 割り当てられた新株予約権個数のうち、その全部又は一部につき新株予約権を行使することができます。ただし、権利行使は1個単位とします。
(2) 行使期間中、その保有する新株予約権の全部又は一部について、当社の承諾を得ることなく放棄をしてはならないこととされております。

6. (1) 付与対象者は、次の場合には新株予約権を喪失します。
 - 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - 就業規則その他の社内諸規則等に違反、又は社会や当社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇又は辞職・辞任した場合
- (2) 相続した新株予約権を行使することはできません。
- (3) 権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 新株予約権割当契約に違反した場合には行使できません。
- (5) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東証における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならないものとします。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではありません。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や東証の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が本新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (6) その他の条件については、当社と付与対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。
7. 新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要します。
8. (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、又は当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社の株主総会で承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償にて取得することができます。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができます。
9. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記に準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記に準じて決定します。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記に準じて決定します。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定します。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年8月1日	22,992	161,578	-	1,597,858	3,207,384	4,838,783

(注) 平成22年8月1日付でヤフーバリューインサイト株式会社のマーケティングリサーチ事業を吸収分割により当社が承継したことに伴い、発行済株式総数が22,992株、資本準備金が3,207,384千円、それぞれ増加しております。

(6) 【大株主の状況】

ヤフー株式会社から、平成22年8月2日付(報告義務発生日 平成22年8月2日)にて大量保有報告書の変更報告書が提出されておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ヤフー株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	15,000	9.28

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年6月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 5,026	-	
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,560	133,560	
単元未満株式	-	-	
発行済株式総数	138,586	-	
総株主の議決権	-	133,560	

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の失念株式が1株含まれております。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マクロミル	東京都港区港南 二丁目16番1号	5,026	-	5,026	3.63
計		5,026	-	5,026	3.63

(注) 平成22年9月30日現在の自己株式の総数は、6,026株となっております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 7月	8月	9月
最高(円)	141,800	147,000	138,700
最低(円)	128,100	125,000	129,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,525,121	5,209,063
受取手形及び売掛金	2,386,135	1,451,541
有価証券	215,000	220,000
仕掛品	18,974	3,270
制作品	2,809	6,264
貯蔵品	1,989	1,490
繰延税金資産	535,318	287,873
その他	136,474	116,716
貸倒引当金	1,349	1,028
流動資産合計	9,820,475	7,295,192
固定資産		
有形固定資産	483,741	175,744
無形固定資産		
ソフトウェア	441,276	314,809
のれん	516,199	98,721
その他	347,634	8,565
無形固定資産合計	1,305,110	422,096
投資その他の資産		
投資有価証券	1,071,876	960,217
その他	807,139	461,003
貸倒引当金	1,438	871
投資その他の資産合計	1,877,576	1,420,349
固定資産合計	3,666,428	2,018,190
資産合計	13,486,903	9,313,382
負債の部		
流動負債		
未払金	1,016,876	303,232
未払法人税等	210,161	515,105
モニタポイント引当金	899,954	586,220
賞与引当金	85,157	-
資産除去債務	67,113	-
その他	253,921	174,505
流動負債合計	2,533,185	1,579,063
固定負債		
資産除去債務	90,862	-
固定負債合計	90,862	-
負債合計	2,624,047	1,579,063

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,597,858	1,597,858
資本剰余金	4,863,632	1,631,399
利益剰余金	5,002,396	4,959,382
自己株式	611,344	447,796
株主資本合計	10,852,543	7,740,843
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,471	29,004
評価・換算差額等合計	18,471	29,004
新株予約権	28,784	22,479
純資産合計	10,862,856	7,734,319
負債純資産合計	13,486,903	9,313,382

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
売上高	1,762,818	2,848,616
売上原価	831,118	1,474,889
売上総利益	931,699	1,373,726
販売費及び一般管理費	546,707	805,271
営業利益	¹ 384,992	¹ 568,455
営業外収益		
受取利息	13,976	13,197
為替差益	-	182
その他	1,973	1,670
営業外収益合計	15,950	15,051
営業外費用		
売上債権譲渡損	684	661
為替差損	20,374	-
持分法による投資損失	10,119	-
株式交付費	-	640
その他	1,931	20
営業外費用合計	33,109	1,322
経常利益	367,833	582,184
特別損失		
固定資産除却損	5,239	14,193
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	24,323
統合関連費用	-	² 54,083
特別損失合計	5,239	92,599
税金等調整前四半期純利益	362,594	489,584
法人税、住民税及び事業税	171,645	203,711
法人税等調整額	68,682	2,450
法人税等合計	102,963	206,161
少数株主損益調整前四半期純利益	-	283,422
少数株主損失()	12,151	-
四半期純利益	271,782	283,422

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	362,594	489,584
減価償却費	62,434	85,267
のれん償却額	27,239	9,364
貸倒引当金の増減額(は減少)	740	888
モニタポイント引当金の増減額(は減少)	24,756	32,176
賞与引当金の増減額(は減少)	-	61,194
受取利息及び受取配当金	13,976	13,197
為替差損益(は益)	10,449	-
持分法による投資損益(は益)	10,119	-
固定資産除却損	5,239	14,193
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	24,323
統合関連費用	-	54,083
売上債権の増減額(は増加)	39,366	113,226
たな卸資産の増減額(は増加)	7,034	34,697
未払金の増減額(は減少)	44,166	112,601
未払消費税等の増減額(は減少)	7,846	16,451
その他	37,602	74,946
小計	521,728	733,453
利息及び配当金の受取額	17,346	17,610
統合関連費用の支払額	-	21,400
法人税等の支払額	319,323	492,841
営業活動によるキャッシュ・フロー	219,751	236,822
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	300,000
有形固定資産の取得による支出	19,261	12,564
ソフトウェアの取得による支出	25,495	16,891
投資有価証券の取得による支出	89,000	87,500
投資有価証券の売却及び償還による収入	300,000	-
敷金及び保証金の差入による支出	-	117,200
敷金及び保証金の回収による収入	340	38,561
貸付けによる支出	80,421	-
その他	-	255
投資活動によるキャッシュ・フロー	86,161	104,659
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による支出	-	1,841
自己株式の取得による支出	-	234,462
自己株式の売却による収入	-	95,763
配当金の支払額	173,432	207,014
財務活動によるキャッシュ・フロー	173,432	347,555
現金及び現金同等物に係る換算差額	10,482	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	121,998	6,073
現金及び現金同等物の期首残高	2,842,041	4,909,063
吸収分割に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	1,622,131
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,964,040	6,525,121

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当第1四半期連結会計期間より、株式会社マクロミルアセットマネジメントを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 3社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「持分法に関する会計基準」及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分)及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第24号 平成20年3月10日)を適用しております。これによる経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ3,901千円減少しており、税金等調整前四半期純利益は28,224千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は44,162百万円であります。</p> <p>(3) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準 賞与引当金 従業員に対する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 (追加情報) 当第1四半期連結会計期間より、賞与制度を導入したことに伴い、上記会計処理を採用しております。</p>

【表示方法の変更】

(四半期連結損益計算書)

「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額は、373,148千円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は、360,637千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員賞与給与 250,599千円	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 従業員賞与給与 348,319千円 賞与引当金繰入額 28,710千円 2 ヤフーパブリックインサイト株式会社のマーケティングリサーチ事業を吸収分割により当社が承継したことに伴う、経営統合に伴う組織・人事関連費用等であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)
現金及び預金勘定 2,964,040千円	現金及び預金勘定 6,525,121千円
現金及び現金同等物 2,964,040千円	現金及び現金同等物 6,525,121千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 161,578株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 6,026株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 平成21年7月1日臨時取締役会決議募集新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 1,300株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 772千円

(2) ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 27,378千円

(注) 権利行使期間の初日が到来しておりません。

(3) 平成22年9月3日臨時取締役会決議募集新株予約権

新株予約権の目的となる株式の種類 普通株式

新株予約権の目的となる株式の数 1,000株

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 634千円

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年9月29日 定時株主総会	普通株式	240,408	1,800	平成22年6月30日	平成22年9月30日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

平成22年8月1日付でヤフーバリューインサイト株式会社のマーケティングリサーチ事業を吸収分割により当社が承継したことに伴い、資本準備金が3,207,384千円増加し、当第1四半期連結会計期間末において、資本準備金が4,838,783千円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

ネットリサーチ事業の売上高及び営業利益の金額は、全セグメント売上高の合計及び営業利益の金額の合計額に占める割合がいずれも90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

報告セグメントの概要

当社及び連結子会社は、「AIRs」を利用することによるネットリサーチを主たる事業内容としており、その経済的特徴やサービスを販売する市場等も概ね類似しているため、当社の報告セグメントはネットリサーチ事業単一であります。よって、記載を省略しております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年9月30日)

企業集団の事業の運営において重要なものであり、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1)現金及び預金	6,525,121	6,525,121	-
(2)受取手形及び売掛金	2,386,135		
貸倒引当金(1)	1,349		
	2,384,786	2,384,786	-
資産計	8,909,907	8,909,907	-
(1)未払金	1,016,876	1,016,876	-
負債計	1,016,876	1,016,876	-

(1)受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(注)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金(貸倒引当金控除後)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

ストック・オプションに係る当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 2,445千円

販売費及び一般管理費 3,225千円

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年7月1日至平成22年9月30日)

取得による企業結合

- 平成22年6月11日開催の当社臨時取締役会において、ヤフーバリューインサイト株式会社(以下「YVI」という)のマーケティングリサーチ事業を吸収分割により、当社が承継することを決議し、同日付で吸収分割契約を締結いたしました。当該吸収分割契約に基づき、平成22年8月1日付で吸収分割を完了いたしました。

(1)相手先の企業の名称及び事業の内容

相手先の企業の名称 ヤフーバリューインサイト株式会社

事業の内容 インターネットリサーチの企画、設計、実査、集計、解析、分析レポート作成

(2)企業結合を行った主な理由

当社の「システム構築力」「営業力」とYVIの「ソリューション提案力」を融合して、シナジー効果を最大化し、サービスの競争力強化・質の向上を図るとともに、顧客資産の統合、経営管理の効率化、販売促進等の機能向上により、更なる企業価値向上と業容の拡大を目的としております。

(3)企業結合日 平成22年8月1日

(4)企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称

企業結合の法的形式 YVIを分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割

結合後企業の名称 株式会社マクロミル

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社及びYVIにおいて、企業結合後の株主の構成、役員の構成、両社の財務状況、資産の状況等の要因を総合的に勘案した結果、当社を取得企業とすることといたしました。

2. 四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間
平成22年8月1日から平成22年9月30日まで

3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価（当社の普通株式）	3,207,384千円
取得に直接要した費用（アドバイザー費用等）	16,542千円
取得原価	3,223,926千円

4. 交付した株式数及びその評価額

交付した株式数	22,992株
交付した株式の評価額	3,207,384千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん	金額	426,841千円
(2) 発生原因	マーケティングリサーチ事業を展開するに当たって期待される超過収益力	
(3) 償却方法及び償却期間	20年間に亘る均等償却	

6. 当該企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書に及ぼす影響の概算額

売上高	391,247千円
経常利益	18,403千円
四半期純利益	10,913千円

なお、影響の概算額については監査証明を受けておりません。

(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)		
1株当たり純資産額	69,649円20銭	1株当たり純資産額	57,740円64銭

2. 1株当たり四半期純利益等

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)		
1株当たり四半期純利益	2,199円60銭	1株当たり四半期純利益	1,911円80銭
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり四半期純利益	2,197円54銭	1株当たり四半期純利益	1,901円24銭

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	271,782	283,422
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	271,782	283,422
普通株式の期中平均株式数(株)	123,560	148,249
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	115	823
(うち新株予約権(株))	(115)	(823)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	平成16年9月29日定時株主総会決議ストック・オプション(438個)は、平成21年7月31日付で無償取得の上、消却いたしました。	

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)

1. 自己株式の取得

平成22年11月12日開催の当社臨時取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行のため、自己株式の取得を行うものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

取得対象株式の種類

当社普通株式

取得対象株式の総数

5,000株(上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合3.21%)

株式の取得価額の総額

1,000,000,000円(上限)

取得期間

平成22年11月15日から平成23年6月30日まで

株式の取得方法

東京証券取引所における市場買付

(3) 平成22年11月12日時点での自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)

155,552株

自己株式数

6,026株

(4) その他

当社は平成23年1月1日を効力発生日として株式分割を行う予定であります。取得する株式の総数を株式分割後の数値に換算すると、5,000株に200を乗じた1,000,000株(上限)となります。

2. 株式分割

平成22年11月12日開催の当社臨時取締役会において、下記のとおり株式分割の実施を決議いたしました。

(1) 株式分割の目的

株式の分割を実施し、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、平成19年11月27日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に2分の1となります。

(2) 株式分割の概要

分割の方法

平成22年12月31日（金曜日）最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式1株につき、200株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	161,578株
株式分割により増加する株式数	32,154,022株
株式分割後の発行済株式総数	32,315,600株

なお、株式分割後の当社発行済株式総数は平成22年11月12日の発行済株式総数を基準として算出しており、それ以降の新株予約権の行使による発行済株式総数の増加は考慮しておりません。

(3) 株式分割の日程

基準日公告日（電子公告掲載開始日）	平成22年12月6日（月曜日）
基準日	平成22年12月31日（金曜日）
効力発生日	平成23年1月1日（土曜日）
新規記録日	平成23年1月4日（火曜日）

(4) その他

当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報、及び当連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりとなっております。

（1株当たり純資産額）

当第1四半期連結会計期間末 （平成22年9月30日）		前連結会計年度末 （平成22年6月30日）	
1株当たり純資産額	348円25銭	1株当たり純資産額	288円70銭

（1株当たり四半期純利益等）

前第1四半期連結累計期間 （自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）		当第1四半期連結累計期間 （自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）	
1株当たり四半期純利益	11円00銭	1株当たり四半期純利益	9円56銭
潜在株式調整後		潜在株式調整後	
1株当たり四半期純利益	10円99銭	1株当たり四半期純利益	9円51銭

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月6日

株式会社 マクロミル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 村上 眞治

Ⓔ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 飯塚 智

Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年11月12日

株式会社 マクロミル

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村上 眞治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 智	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マクロミルの平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マクロミル及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

- 四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は当第1四半期連結会計期間より企業結合に関する会計基準等を適用している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年11月12日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月15日
【会社名】	株式会社マクロミル
【英訳名】	MACROMILL, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 杉本 哲哉
【最高財務責任者の役職氏名】	上席執行役員CFO 木原 康博
【本店の所在の場所】	東京都港区港南二丁目16番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役会長兼社長杉本哲哉及び上席執行役員CFO木原康博は、当社の第12期第1四半期（自平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2【特記事項】

特記すべき事項はありません。